

3.6.23

課 総 2 - 26
令和3年6月23日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁 課税部
課税総括課長 小平 忠久

税務調査の実施及び感染症対策に関する協力のお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年分の確定申告期においては、申告・納付等の期限を延長した中において、確定申告の円滑な実施にご協力いただき感謝申し上げます。

国税庁においては、適正・公平な課税を実現するために、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、税務調査を実施していくこととしています。税務調査の際は、引き続き、マスクの着用を徹底するなど、感染防止策を講じるほか、納税者等の状況に配意した対応を行うこととしています。

貴会におかれましては、引き続き、税務調査及び感染症対策への一層のご協力をお願いいたします。

つきましては、貴会において、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対し、別紙のリーフレットを活用して、会議・研修等の場や、貴会のホームページ・広報誌への掲載などを通じ、広く周知していただくとともに、税理士の皆様におかれましても来署や税務調査の立ち合いの際には、マスクの着用等のご協力をお願いいたします。

また、国税局から、各税理士会へ、同趣旨のお願いをさせていただく場合がありますので、その旨併せて周知してくださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 別紙のリーフレットについては、国税庁ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。
 - ・国税庁ホームページの掲載場所
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020009-019.pdf>

国税庁における 新型コロナウィルス感染症の感染防止策について

国税局（所）・税務署では、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のため、職員一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いを徹底し、業務運営に当たっても「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」に基づく各種の感染防止策を徹底しております。

窓口業務における感染防止策

- ◆ 人との間隔を1～2m空け、会話の際、可能な限り真正面を避ける
- ◆ 執務中のマスクの着用の徹底
- ◆ 手洗い（手指消毒）の徹底
- ◆ 毎朝の体温測定、咳・発熱等の有無の確認
※ 発熱等の風邪症状のある者は、事務に従事しない
- ◆ 総合窓口周辺の窓や扉を開け、定期的に換気
- ◆ 日々の窓口カウンター、面接ブースの消毒

調査・徴収事務における感染防止策

- ◆ 調査・徴収事務担当者は、納税者宅等へ出張する前に、以下の感染防止策を行い、管理者の確認を受けています
 - ・ 検温の実施
 - ・ 手洗い（手指消毒）の実施
 - ・ 咳・発熱等の有無の再確認
- ◆ 出張先では、納税者等の協力を得た上で、以下の感染防止策を行います
 - ・ マスクの着用の徹底（納税者等にも協力を依頼）
 - ・ 応対時には、一定程度の距離を保ち、会話の際、可能な限り真正面を避ける
 - ・ 窓や扉を開け、定期的に換気
 - ・ 職員の人数や滞在する時間を可能な限り最小限にする

国税局（所）・税務署では、咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の税務署への来署をご遠慮いただいています。

また、税務署に来署される際は、このような感染拡大防止策をご理解の上、マスクの着用、手洗い（手指消毒液の利用）など、感染予防へのご協力をお願いします。

